

綾部市中小企業振興利子補給制度 (略称：綾振)のご案内

京都府の「中小企業支援融資（一般資金）」を利用された場合に、綾部市が取扱金融機関に対し利子の年1.0%分を補給しますので、借入金利が軽減されます。

★ 利用できる方

綾部市内に住所を有し、主たる店舗・工場又は事業所が綾部市内にある方で、京都信用保証協会の保証対象となる事業を引き続き6か月以上営んでいる中小企業又は組合及び特定非営利活動法人（※市税の滞納のない方）

★ 相談・申込み

次の取扱金融機関の融資窓口でお受けしますので、気軽にご相談ください。

■ 京都銀行 綾部支店（42-8711）

■ 京都北都信用金庫 綾部中央支店（42-0380）

※ご利用に当たっては金融機関及び保証協会の審査があり、希望に添えない場合があります。

京都府の融資制度「中小企業支援融資（一般資金）」の概要

融 資 限 度 額

有担保で2億円、無担保で8,000万円（1企業当たり）
※京都信用保証協会の保証利用可能額（一般枠）の範囲内です。

〈利子補給の対象は1,000万円まで〉

※旧綾活制度により既に利子補給を受けている金額を含みます。

融 資 期 間

運転資金、設備資金ともに10年以内（据置期間1年以内）

融 資 利 率

取扱金融機関所定の固定金利

返 済 方 法

元金均等月賦返済（1年以内に限り据置可）

保 証 人 ・ 担 保

京都信用保証協会の保証が必要

※保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。担保は必要に応じて徴求することとする。



★このちらしに関するお問い合わせ

綾部市農林商工部 商工労政課 商業担当

TEL 0773-42-4263（直通）

★ お申込みに必要な書類

- ①信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定のもの）
- ②最近の決算書（2期分）
- ③最近の試算表（貸借対照表及び損益計算書）
- ④市税納税証明書（利子補給制度申込用）
- ⑤府税納税証明書
- ⑥必要に応じ法人登記事項証明書
- ⑦必要に応じ特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等
- ⑧許認可等を要する事業の場合は、その許認可等を証する書面の写し
- ⑨その他取扱金融機関が必要と認める書類

*** 京都信用保証協会について ***

「京都信用保証協会」は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入れを容易にすることを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

融資に際して必要となる信用保証については、保証料が必要です。
その額は申し込む中小企業者によって異なります。

このことに関するお問い合わせ先

京都信用保証協会中丹支所（0773-27-6156）